

山形県入札・契約に係る情報の公表に関する実施要領

第1 趣 旨

この要領は、入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性を一層向上させる観点から、山形県の発注する建設工事、業務委託、物品購入及び印刷物製造請負における入札並びに契約に係る情報の公表について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 公表の対象及び公表の方法

この要領における公表の対象及び公表の方法は、以下の表1のとおりとする。

表1

公表対象区分		公表方法	閲覧により公表する場合の公表場所
1	入札及び契約に係る基準、資格関係の諸規定等	閲覧又はインターネットを利用する方法	第3の1に定めるとおり
2 発注見通しに関する事項			
	(1) 建設工事（予定価格が400万円を超えないものを除く。以下同じ。）	様式1－1によりインターネットを利用する方法で公表するものとする。	山形県ホームページ又は山形県入札情報公開サービスにおいて公表する。
	(2) 建設工事に係る測量、設計、調査等の業務委託（予定価格が500万円を超えないものを除く。）	様式1－2によりインターネットを利用する方法で公表するものとする。	
3 入札及び契約の過程等に関する事項			
	(1) 建設工事	様式2によりインターネットを利用する方法で公表するものとする。ただし、総合評価落札方式の場合は、それぞれの様式により公表する。以下同じ。	山形県ホームページ又は山形県入札情報公開サービスにおいて公表する。
	(2) 建設工事に係る測量、設計、調査等の業務委託（予定価格が200万円を超えないものを除く。）及び工事材料の購入（予定価格が300万円を超えないものを除く。）		
	(3) 除排雪等に係る業務委託（除雪・排雪、道路河川等に係る維持修繕（清掃、除草を含む。）、技術補助、各種機器保守点検（ダム、砂防情報システム等で、一般的な構築物を除く。）、植栽等管理、支障木伐採又は森林整備のいずれかに該当するものに限る。以下同じ。）（予定価格が200万円を超えないものを除く。）		
	(4) 業務委託（(2)及び(3)を除く。）（予定価格が200万円を超えないものを除く。）		
		閲覧又はインターネットを利用する方法	各発注担当部局の担当課及び担当公所等又は山形県ホームページ

	く。)、物品（工事材料を除く。）の購入（予定価格が300万円を超えないものを除く。）及び印刷物の製造請負（予定価格が400万円を超えないものを除く。）		
--	---	--	--

第3 公表の内容

1 入札及び契約に係る基準、資格関係諸規定等

以下の表2のとおりとする。

なお、入札及び契約に係る基準、資格関係諸規定等を変更した場合にあっては、変更後速やかに公表するものとする。

表2

項目	公表文書	閲覧により公表する場合の公表場所
(1) 競争入札参加資格関係	ア 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第6章の規定 イ 競争入札参加資格者名簿（次項に規定するものを除く。） ウ 競争入札参加資格者名簿（建設工事等入札参加資格審査基準8に規定する資格者名簿－1 建設工事、資格者名簿－2 組合、資格者名簿－3 J V、資格者名簿－4 測量・建設コンサルタント等及び資格者名簿－5 工事材料） エ 建設工事の請負に係る競争入札の参加者の要件（平成6年4月県告示第340号） オ 建設工事等入札参加資格審査基準	インターネット
(2) 競争入札実施要綱関係	ア 山形県建設工事一般競争入札実施要綱 イ 山形県建設工事一般競争入札（条件付）実施要綱	インターネット
(3) 指名基準関係	ア 山形県建設工事等請負業者選定要領 イ 山形県建設工事等請負業者選定基準 ウ 本庁における物品調達事務取扱要綱	ア、イはインターネット、ウは会計局会計課（以下「会計課」という。）
(4) 建設工事共同企業体関係	ア 山形県建設工事共同企業体運用基準	インターネット
(5) 低入札価格調査関係	ア 山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱 イ 山形県建設工事低入札価格調査制度取扱要領 ウ 山形県建設工事関連業務委託低入札価格調査制度取扱要領 エ 山形県低入札価格調査制度実施要綱 オ 山形県低入札価格調査制度取扱要領	ア～ウはインターネット、エ、オは会計課
(6) 入札監視委員会関係	ア 山形県入札監視委員会設置要綱 イ 山形県入札監視委員会の運営に関する事務処理要領	インターネット
(7) 監督関係	ア 山形県建設工事監督要領 イ 山形県建設工事監督技術基準 ウ 山形県建設工事重点監督実施要領 エ 山形県委託業務等監督要領	インターネット
(8) 検査関係	ア 山形県建設工事検査規程	会計局工事検査課、た

	イ 山形県建設工事検査要領 ウ 山形県建設工事検査技術基準 エ 中間検査の運用 オ 山形県委託業務等検査要領 カ 本庁における集中調達物品検査要領	だし、オはインターネット、カは会計課
(9) 成績評定関係	ア 山形県建設工事成績評定要領 イ 山形県委託業務等成績評定要領	インターネット
(10) 談合情報等 を得た場合等 の対応関係	ア 山形県談合情報対応要領 イ 山形県談合情報対応マニュアル ウ 山形県談合疑義事実処理マニュアル エ 建設工事等の入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等対応要領	インターネット
(11) 施工体制関係	ア 山形県建設工事元請下請関係適正化指導要領	インターネット
(12) 指名停止基準関係	ア 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱 イ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱運用基準 ウ 指名停止状況一覧表（前年度及び当該年度分について公表） エ 指名停止等措置に係る苦情処理手続要領	インターネット、ただし、ウのうち物品・役務に係るものは会計課
(13) 情報公表関係	ア 山形県入札・契約に係る情報の公表に関する実施要領	インターネット

2 発注見通しに関する事項

(1) 建設工事

ア 対象工事

公表する対象工事は、公表日以降概ね1年以内に発注することが見込まれる県発注工事とする。

なお、次に掲げる工事は、「公表日以降概ね1年以内に発注することが見込まれる県発注工事」に該当しないものとして取り扱うこととする。

- (ア) 用地取得が未了の工事
- (イ) 他の行政庁との協議が整わない工事
- (ウ) 地元との協議が整わない工事
- (エ) 埋蔵文化財調査が未了の工事
- (オ) 詳細設計が未了の工事
- (カ) 応急の災害復旧工事

イ 公表内容

様式1-1により、入札及び契約の方法、工事名称、工事場所、工期、工事種別、工事概要、月ごとの入札予定時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期とする。）並びにICT活用及び週休2日制実施の予定（入札公告時に対象工事となることが見込まれるもの。）を公表する。

なお、上記項目に未定の項目がある場合も公表を行うものとする。

また、発注担当課等においては、それぞれが発注する工事の詳細について公表することができる。

ウ 公表時期及び期間

県土整備部は各部局等の発注見通しを部局等ごとにとりまとめ、4月、6月、8月、10月、1月及び3月を目途に最新の内容について公表することとする。公表する期間は、公表日から入札

公告が行われる時期までとする。

エ 公表事項の変更

公表した発注見通しに変更が生じた場合は、既に発注済みの工事を除き、次回公表に必要な修正等を行った上で公表することとし、追加で発注見通しを公表する工事及び公表済みで変更がない未発注工事と併せて公表する。

(2) 建設工事に係る測量、設計、調査等の業務委託

ア 対象業務委託

公表する業務委託は、公表日以降概ね1年以内に発注することが見込まれる県発注業務委託とする。ただし、下記の業務委託については公表しないものとする。

- (ア) 応急の災害復旧の委託
- (イ) 他の行政庁との協議が整わない委託
- (ウ) 地元との協議が整わない委託

イ 公表内容

様式1-2により、入札及び契約の方法、業務委託名称、場所、委託期間、種別、概要、月ごとの入札予定時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期とする。）を公表する。

なお、上記項目に未定の項目がある場合も公表を行うものとする。

また、発注担当課等においては、それぞれが発注する業務委託の詳細について公表することができる。

ウ 公表時期及び期間

県土整備部は各部局等の発注見通しを部局等ごとにとりまとめ、4月、6月、8月、10月、1月及び3月を目途に最新の内容について公表することとする。公表する時期は、公表日から入札公告が行われる時期までとする。

エ 公表事項の変更

公表した発注見通しに変更が生じた場合は、既に発注済みの業務委託を除き、次回公表に必要な修正等を行った上で公表することとし、追加で発注見通しを公表する業務委託及び公表済みで変更がない未発注業務委託と併せて公表する。

3 入札及び契約の過程等に関する事項

(1) 建設工事

ア 一般競争入札に付した場合

- (ア) 一般競争入札参加資格
入札公告時に入札公告により公表する。

- (イ) 予定価格

様式2により落札者決定後速やかに公表する。なお、予定価格を事前公表する場合は、入札公告時に入札公告により公表する。

- (ウ) 一般競争入札参加申込者並びに入札参加資格がないと認められた業者名及びその理由

入札参加資格があると認められた業者については様式2、入札参加資格がないと認められた業者については一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しまたは入札参加資格不適格通知書の写しを落札者決定後速やかに公表する。

- (エ) 予定価格の積算内訳

公表設計書を落札者決定後速やかに公表する。

- (ア) 入札者名、入札金額、落札者名及び落札金額
様式2を落札者決定後速やかに公表する。
- (カ) 低入札調査基準価格又は最低制限価格
様式2の当該欄に当該価格を記載し、落札者決定後速やかに公表する。
- (キ) 低入札価格調査制度で最低価格者を落札者とせず、次順位者を落札者とした場合
当該理由及び調査概要を落札者決定後速やかに公表する。
- (ク) 最低制限価格を下回った者の名称
様式2に「失格」と記載し、落札者決定後速やかに公表する。
- (ケ) 競争入札参加資格がないと認められた者から説明を求められた場合の説明
入札参加資格がないと認めた理由に係る説明書を落札者決定後速やかに公表する。

イ 指名競争入札に付した場合

- (ア) 入札期日
様式2を落札者決定後速やかに公表する。
- (イ) 指名業者名
様式2を落札者決定後速やかに公表する。
- (ウ) 指名の理由
指名理由書及び特性評価の写しを落札者決定後速やかに公表する。
- (エ) 予定価格
様式2により落札者決定後速やかに公表する。
- (オ) 予定価格の積算内訳
公表設計書を落札者決定後速やかに公表する。
- (カ) 入札者名、入札金額、落札者名及び落札金額
様式2を落札者決定後速やかに公表する。
- (キ) 低入札調査基準価格又は最低制限価格
様式2の当該欄に当該価格を記載し、落札者決定後速やかに公表する。
- (ク) 低入札価格調査制度で最低価格者を落札者とせず、次順位者を落札者とした場合
当該理由及び調査概要を落札者決定後速やかに公表する。
- (ケ) 最低制限価格を下回った者の名称
様式2に「失格」と記載し、落札者決定後速やかに公表する。

ウ 随意契約によることとした場合

- (ア) 見積期日
様式2を契約締結後速やかに公表する。
- (イ) 随意契約相手方の選定理由
選定理由書の写しを契約締結後速やかに公表する。
- (ウ) 予定価格
様式2を契約締結後速やかに公表する。
- (エ) 予定価格の積算内訳
公表設計書を契約締結後速やかに公表する。ただし、議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例第2条の規定により、県議会の議決に付さなければならぬ工事については、仮契約締結後速やかに公表する。

- (オ) 見積業者名及び見積金額

様式2を契約締結後速やかに公表する。

エ 共通事項

- (ア) 契約の内容

契約の相手方の商号又は名称及び住所、契約年月日、工事の名称、場所、種別及び概要、工期、契約金額を契約締結後速やかに公表する。

- (イ) 契約金額の変更を伴う契約の変更内容

変更後の契約に係る、契約年月日、工事の名称、場所、種別及び概要、工期、契約金額と変更設計理由書の写しを変更契約締結後速やかに公表する。

- (ウ) 工事成績評定の結果等（設計金額が500万円を超えない工事で、工事成績評定の対象とならないものは除く。）

山形県建設工事成績評定要領に定める工事成績評定通知書（別記様式第1）の写しを請負業者に通知後、速やかに公表する。

また、通知を受けた者から説明請求、再説明請求がなされた場合は、同者に回答後その回答書面の写しを公表する。

- (エ) 総合評価落札方式を実施した場合

当該方式を実施した理由及び落札者決定基準については、入札公告時又は指名通知時に、総合評価の結果については落札者決定後速やかに公表する。

(2) 建設工事に係る測量、設計、調査等の業務委託及び工事材料の購入

ア 一般競争入札に付した場合

- (ア) 一般競争入札参加資格

入札公告時に入札公告により公表する。

- (イ) 一般競争入札参加申込者並びに入札参加資格がないと認められた業者名及びその理由

入札参加資格があると認められた業者については様式2、入札参加資格がないと認められた業者については一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しまたは入札参加資格不適格通知書の写しを落札者決定後速やかに公表する。

- (ウ) 予定価格

様式2を落札者決定後速やかに公表する。

- (エ) 予定価格の積算内訳

公表設計書を落札者決定後速やかに公表する。

- (オ) 入札者名、入札金額、落札者名及び落札金額

様式2を落札者決定後速やかに公表する。

- (カ) 低入札調査基準価格又は最低制限価格

様式2の当該欄に当該価格を記載し、落札者決定後速やかに公表する。

- (キ) 低入札価格調査制度で最低価格者を落札者とせず、次順位者を落札者とした場合

当該理由及び調査概要を落札者決定後速やかに公表する。

- (ク) 最低制限価格を下回った者の名称

様式2に「失格」と記載し、落札者決定後速やかに公表する。

- (ケ) 競争入札参加資格がないと認められた者から説明を求められた場合の説明

入札参加資格がないと認めた理由に係る説明書を落札者決定後速やかに公表する。

イ 指名競争入札に付した場合

- (ア) 入札期日
様式 2 を落札者決定後速やかに公表する。
- (イ) 指名業者名
様式 2 を落札者決定後速やかに公表する。
- (ウ) 指名の理由
指名理由書及び特性評価の写しを落札者決定後速やかに公表する。
- (エ) 予定価格
様式 2 を落札者決定後速やかに公表する。
- (オ) 予定価格の積算内訳
公表設計書を落札者決定後速やかに公表する。
- (カ) 入札者名、入札金額、落札者名及び落札金額
様式 2 を落札者決定後速やかに公表する。
- (キ) 低入札調査基準価格又は最低制限価格
様式 2 の当該欄に当該価格を記載し、落札者決定後速やかに公表する。
- (ク) 低入札価格調査制度で最低価格者を落札者とせず、次順位者を落札者とした場合
当該理由及び調査概要を落札者決定後速やかに公表する。
- (ケ) 最低制限価格を下回った者の名称
様式 2 に「失格」と記載し、落札者決定後速やかに公表する。

ウ プロポーザルに付した場合

- (ア) 業務概要
指名型プロポーザル方式による場合は、選定した業者名を伏した技術提案書提出要請書の写しを要請書発送後速やかに公表する。
公募型及び簡易公募型プロポーザル方式による場合は、手続開始の公示時に手続開始の公示により公表する。
- (イ) 技術提案書の提出を求める業者名及びその理由（指名型プロポーザル方式による場合に限る。）
選定理由書の写しを特定通知書発送後速やかに公表する。
- (ウ) 参加表明書を提出した業者名及び選定業者名（公募型及び簡易公募型プロポーザル方式による場合に限る。）
選定通知書の写しにより特定通知書発送後速やかに公表する。
- (エ) 特定業者名
特定通知書の写しを特定通知書発送後速やかに公表する。
- (オ) 非特定業者名及び非特定とした理由等
非特定通知書の写しを特定通知書発送後速やかに公表する。
また、非特定についての説明を求められた場合は、非特定に係る説明書の写しを契約締結後速やかに公表する。
- (カ) 見積期日
様式 2 を契約締結後速やかに公表する。
- (キ) 予定価格
様式 2 を契約締結後速やかに公表する。

- (ク) 予定価格の積算内訳
公表設計書を契約締結後速やかに公表する。
- (ケ) 見積業者名及び見積金額
様式 2 を契約締結後速やかに公表する。

エ 随意契約によることとした場合

- (ア) 見積期日
様式 2 を契約締結後速やかに公表する。
- (イ) 随意契約相手方の選定理由
選定理由書の写しを契約締結後速やかに公表する。
- (ウ) 予定価格
様式 2 を契約締結後速やかに公表する。
- (エ) 予定価格の積算内訳
公表設計書を契約締結後速やかに公表する。
- (オ) 見積業者名及び見積金額
様式 2 を契約締結後速やかに公表する。

オ 共通事項

- (ア) 契約の内容
契約の相手方の商号又は名称及び住所、契約年月日、業務の名称、場所、種別及び概要、期間、契約金額を契約締結後速やかに公表する。
- (イ) 契約金額の変更を伴う契約の変更内容
変更後の契約に係る、契約年月日、業務の名称、場所、種別及び概要、期間、契約金額と変更設計理由書の写しを変更契約締結後速やかに公表する。
- (ウ) 委託業務等成績評定の結果等（設計金額が 200 万円を超えない業務で、成績評定の対象としないものは除く。）
山形県委託業務等成績評定要領に定める業務委託等成績評定通知書（様式第 2 号）の写しを受注者に通知後、速やかに公表する。
また、通知を受けた者から説明請求、再説明請求がなされた場合は、同者に回答後その回答書面の写しを公表する。
- (エ) 総合評価落札方式を実施した場合
当該方式を実施した理由及び落札者決定基準については、入札公告時又は指名通知時に、総合評価の結果については落札者決定後速やかに公表する。

(3) 除排雪等に係る業務委託

ア 一般競争入札に付した場合

- (ア) 一般競争入札参加資格
入札公告時に入札公告により公表する。
- (イ) 一般競争入札参加申込者並びに入札参加資格がないと認められた業者名及びその理由
入札参加資格があると認められた業者については様式 2、入札参加資格がないと認められた業者については一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しまたは入札参加資格不適格通知書の写しを落札者決定後速やかに公表する。
- (ウ) 予定価格

様式2を落札者決定後速やかに公表する。

- (エ) 入札者名、入札金額、落札者名及び落札金額

様式2を落札者決定後速やかに公表する。

- (オ) 低入札調査基準価格又は最低制限価格

様式2の当該欄に当該価格を記載し、落札者決定後速やかに公表する。

- (カ) 低入札価格調査制度で最低価格者を落札者とせず、次順位者を落札者とした場合
当該理由及び調査概要を落札者決定後速やかに公表する。

- (キ) 最低制限価格を下回った者の名称

様式2に「失格」と記載し、落札者決定後速やかに公表する。

- (ク) 競争入札参加資格がないと認められた者から説明を求められた場合の説明

入札参加資格がないと認めた理由に係る説明書を落札者決定後速やかに公表する。

イ 指名競争入札に付した場合

- (ア) 入札期日

様式2を落札者決定後速やかに公表する。

- (イ) 指名業者名

様式2を落札者決定後速やかに公表する。

- (ウ) 指名の理由

指名理由書の写しを落札者決定後速やかに公表する。

- (エ) 予定価格

様式2を落札者決定後速やかに公表する。

- (オ) 入札者名、入札金額、落札者名及び落札金額

様式2を落札者決定後速やかに公表する。

- (カ) 低入札調査基準価格又は最低制限価格

様式2の当該欄に当該価格を記載し、落札者決定後速やかに公表する。

- (キ) 低入札価格調査制度で最低価格者を落札者とせず、次順位者を落札者とした場合
当該理由及び調査概要を落札者決定後速やかに公表する。

- (ク) 最低制限価格を下回った者の名称

様式2に「失格」と記載し、落札者決定後速やかに公表する。

ウ プロポーザルに付した場合

- (ア) 業務概要

企画提案の公募時に公募要領等により公表する。

- (イ) 最優秀提案者として選定した業者名及び非選定とした業者名

選定結果通知書の写しを通知書発送後速やかに公表する。

- (ウ) 見積期日

様式2を契約締結後速やかに公表する。

- (エ) 予定価格

様式2を契約締結後速やかに公表する。

- (オ) 見積業者名及び見積金額

様式2を契約締結後速やかに公表する。

エ 随意契約によることとした場合

- (ア) 見積期日

様式2を契約締結後速やかに公表する。

(イ) 随意契約相手方の選定理由

選定理由書の写しを契約締結後速やかに公表する。

(ウ) 予定価格

様式2を契約締結後速やかに公表する。

(エ) 見積業者名及び見積金額

様式2を契約締結後速やかに公表する。

オ 共通事項

(ア) 契約の内容

契約の相手方の商号又は名称及び住所、契約年月日、業務の名称、場所、種別及び概要、期間、契約金額を契約締結後速やかに公表する。

(イ) 契約金額の変更を伴う契約の変更内容

変更後の契約に係る、契約年月日、業務の名称、場所、種別及び概要、期間、契約金額と変更理由書の写しを変更契約締結後速やかに公表する。

(4) 業務委託（第3の3の(2)及び(3)に掲げるものを除く。）、物品（工事材料を除く。）の購入及び印刷物の製造請負

ア 一般競争入札に付した場合

(ア) 一般競争入札参加資格

入札公告時に入札公告により公表する。

(イ) 一般競争入札参加申込者並びに入札参加資格がないと認められた業者名及びその理由

入札参加資格があると認められた業者については入札調書、入札参加資格がないと認められた業者については一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを落札者決定後速やかに公表する。

(ウ) 予定価格

入札調書又は入札状況一覧表の写しを落札者決定後速やかに公表する。

(エ) 入札者名、入札金額、落札者名及び落札金額

入札調書又は入札状況一覧表の写しを落札者決定後速やかに公表する。

(オ) 低入札調査基準価格又は最低制限価格

入札調書又は入札状況一覧表の当該欄に当該価格を記載し、その写しを落札決定後速やかに公表する。

(カ) 低入札価格調査制度で最低価格者を落札者とせず、次順位者を落札者とした場合

当該理由及び調査概要を落札者決定後速やかに公表する。

(キ) 最低制限価格を下回った者の名称

入札調書又は入札状況一覧表に「失格」と記載し、その写しを落札者決定後速やかに公表する。

(ク) 競争入札参加資格がないと認められた者から説明を求められた場合の説明

入札参加資格がないと認めた理由に係る説明書を落札者決定後速やかに公表する。

(ケ) 総合評価落札方式を実施した場合

当該方式の落札者決定基準については入札公告時に、総合評価の結果については落札者決定後速やかに公表する。

イ 指名競争入札に付した場合

- (ア) 規格、仕様等（非公表に合理的理由がある場合を除く。以下「仕様非公表物品等」という。）、
入札期日及び入札執行場所
指名業者名を伏した指名通知書の写しを通知書発送後速やかに公表する。
- (イ) 指名業者名
入札調書又は入札状況一覧表の写しを落札者決定後速やかに公表する。
- (ウ) 指名の理由
選定経緯書の写しを契約締結後速やかに公表する。
- (エ) 予定価格
入札調書又は入札状況一覧表の写しを落札者決定後速やかに公表する。
- (オ) 入札者名、入札金額、落札者名及び落札金額
入札調書又は入札状況一覧表の写しを落札者決定後速やかに公表する。
- (カ) 低入札調査基準価格又は最低制限価格
入札調書又は入札状況一覧表の当該欄に当該価格を記載し、その写しを落札決定後速やかに公表する。
- (キ) 低入札価格調査制度で最低価格者を落札者とせず、次順位者を落札者とした場合
当該理由及び調査概要を落札者決定後速やかに公表する。
- (ク) 最低制限価格を下回った者の名称
入札調書又は入札状況一覧表に「失格」と記載し、その写しを落札者決定後速やかに公表する。

ウ プロポーザルに付した場合

- (ア) 業務概要（仕様非公表物品等を除く。）
企画提案の公募時に公募要領等により公表する。
- (イ) 最優秀提案者として選定した業者名及び非選定とした業者名
選定結果通知書の写しを通知書発送後速やかに公表する。
- (ウ) 見積期日及び見積執行場所
選定した業者名を伏した見積執行通知書の写しを通知書発送後速やかに公表する。
- (エ) 予定価格
見積調書又は見積合状況一覧表の写しを契約締結後速やかに公表する。
- (オ) 見積業者名及び見積金額
見積調書又は見積合状況一覧表の写しを契約締結後速やかに公表する。

エ 随意契約によることとした場合

- (ア) 規格、仕様等（仕様非公表物品等を除く。）、見積期日及び見積執行場所
見積業者名を伏した見積執行通知書の写しを通知書発送後速やかに公表する。
- (イ) 随意契約相手方の選定理由
選定理由書の写しを契約締結後速やかに公表する。
- (ウ) 予定価格
見積調書又は見積合状況一覧表の写しを契約締結後速やかに公表する。
- (エ) 見積業者名及び見積金額
見積調書又は見積合状況一覧表の写しを契約締結後速やかに公表する。

オ 共通事項（仕様非公表物品等を除く。）

(ア) 契約の内容

業務委託契約書、物件購入契約書、印刷物製造請負契約書又は単価契約書の写しを契約締結後速やかに公表する。

(イ) 契約金額の変更を伴う契約の変更内容

変更契約書の写しと変更理由書の写しを変更契約締結後速やかに公表する。

(5) 公表期間

公表した事項については、少なくとも、公表した日（契約の締結前に公表した事項については、契約を締結した日）の翌日から起算して1年間が経過する日まで掲示するものとする。

第4 その他

1 閲覧者名簿の備付け

閲覧にあたっては、必要に応じて閲覧場所に備え付けた閲覧者名簿に、閲覧者の氏名及び閲覧する理由を記入させるものとする。

2 閲覧に供する時間

閲覧に供する時間は、原則として勤務時間内とする。

3 閲覧期間終了後の取扱い

閲覧期間が終了した書類については、年度毎に別冊とし、所定の保存年限を担当課において保管するものとする。

附 則

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

2 「公共工事の入札・契約に係る情報の公表に関する実施要領」（平成14年4月1日）は廃止する。

附 則

この要領の一部改正は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成21年10月29日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、第5の3及び第5の6（3）②の規定については、この要領の一部改正の通知の日から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成26年1月6日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成27年3月26日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和7年4月1日から施行する。ただし、同日前に行われた公告その他の契約の申込の誘引に係る契約で、同日以後に締結する契約についてはなお従前の例による。

附 則

この要領の一部改正は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和8年2月1日から施行する。ただし、同日前に行われた公告その他の契約の申込の誘引に係る契約で、同日以後に締結する契約についてはなお従前の例による。

附 則

この要領の一部改正は、令和8年7月1日から施行する。